



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 2月 6日 金曜日 第1530号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（大西町）.....	111
字の区域の変更（ " ）.....	111
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....	111
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	113
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	114
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	114
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調査の縦覧.....	114
収用及び使用の手続の開始.....	114
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	115
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	115
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	115
道路の供用開始（ " ）.....	115
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	116
開発行為に関する工事の完了.....	116
都市計画事業の認可.....	116

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	116
---	-----

告 示

○愛媛県告示第 225 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、大西町長から公有水面の埋立てにより新たに生じ

た次の土地は大西町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月 6日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
大西町大字脇甲882の3から甲882の5の地先	9,366.64
大西町大字大井浜154の1、154の3、154の11、154の15、154の18、159の6、159の9、183の3、184の2、185の2、186及び187の2の地先	12,834.20

○愛媛県告示第 226 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大西町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 2月 6日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字 脇	大西町大字脇甲882の3から甲882の5の地先公有水面埋立地	9,366.64
大字 大井浜	大西町大字大井浜154の1、154の3、154の11、154の15、154の18、159の6、159の9、183の3、184の2、185の2、186及び187の2の地先公有水面埋立地	12,834.20

○愛媛県告示第 227 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 2月 6日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ東予店	東予市周布190番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マルナカ、株式会社タカラブネ、株式会社つるや、株式会社キタムラ	株式会社マルナカ、株式会社タカラブネ、株式会社つるや、株式会社キタムラ、パン工房つきはら、株式会社宮脇書店	平成14年2月1日	平成16年1月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルナカ若水店	新居浜市若水町二丁目6番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	平成16年3月1日	平成16年1月27日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から 午後10時20分まで	午前8時40分から 午後11時20分まで		
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町一丁目甲501番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	平成16年3月1日	平成16年1月27日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から 午後10時20分まで	午前8時40分から 午後11時20分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルナカ東予店	東予市周布190番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	平成16年3月1日	平成16年1月27日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時40分から 午後10時20分まで	午前8時40分から 午後11時20分まで		

	駐車場の自動車の出入口の数	6 か所	7 か所	
--	---------------	------	------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 230 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ今治駅前店	今治市大正町一丁目2番地3外	駐車場の自動車の出入口の数	2 か所	3 か所	平成16年1月27日	平成16年1月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 231 号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・朝立地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・朝立地区）計画書の写し
- (2) 三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年2月9日から3月8日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

○愛媛県告示第 232 号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・垣生地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・垣生地区）計画書の写し

愛媛県知事 加 戸 守 行

(2) 三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年2月9日から3月8日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

○愛媛県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大崎地区）の施行に平成16年1月23日同意した。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・横通地区）の施行に平成16年1月23日同意した。

平成16年2月6日

○愛媛県告示第236号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（松山地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
越智郡大三島町宗方4474 楠 岡 通 人	越智郡大三島町口総1357 杉 野 喜代彦	越智郡大三島町肥海4909 藤 原 善 夫	大 三 島	大三島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成16年2月6日から同年2月20日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

今 治 地 方 局 管 内 の 加 入 区	今 治 地 方 局 産 業 経 済 部 水 産 課
-----------------------	---------------------------

○愛媛県告示第237号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（五十崎内子拡幅・愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内）並びにこれに伴う町道及び一級河

川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内

(2) 使用の手続が開始される土地

愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

愛媛県五十崎町役場

○愛媛県告示第 238 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
幹流 中ノ谷川	右岸 東宇和郡明浜町大字渡江字中の谷271番1地先から同町大字渡江字屋敷前215番2地先まで 左岸 東宇和郡明浜町大字渡江字中の谷275番

幹流 西川	右岸	2地先から同町大字渡江字東浜外9番地先まで 東宇和郡明浜町大字渡江字宮の後611番地先から同町大字渡江字西浜外11番地先まで
	左岸	東宇和郡明浜町大字渡江字宮の後610番地先から同町大字渡江字西浜1023番1地先まで
支流 西谷川	右岸	東宇和郡明浜町大字渡江字西谷768番地先から同町大字渡江字寺の前868番3地先まで
	左岸	東宇和郡明浜町大字渡江字西谷763番地先から同町大字渡江字カワラ862番地先まで

○愛媛県告示第 239 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番5から 同町620番3まで	旧	メートル 4.5～18.0	キロメートル 0.550	
			新	4.5～46.0 12.0～53.0	0.550 0.740	

○愛媛県告示第 240 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町船越54番	旧	メートル 9.4～13.6	キロメートル 0.043	
			新	20.4～23.8	0.043	
"	"	南宇和郡西海町船越54番から 同町船越313番2まで	旧	4.8～14.6	0.290	
			新	4.8～14.6 12.0～95.0	0.290 0.170	
"	"	南宇和郡西海町船越313番2から 同町船越307番2まで	旧	5.4～43.0	0.036	
			新	10.2～50.4	0.036	

○愛媛県告示第 241 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町船越54番から 同町船越307番2まで	平成16年2月6日

○愛媛県告示第 242 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において、告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域の区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。

松山市 東垣生町の一部

(2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化区域から除外する。

なし

○愛媛県告示第 243 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15字局建（開）第 5 号 平成16年 1月21日	宇和島市伊吹町字東ノ久保甲1201番 1、甲1201番 4、甲1202番、甲1203番 1、甲1204番 2、甲1205番 1 及び甲1206番 1 並びに同市同町字カネツキ田甲1247番 1 及び甲1247番 4	宇和島市和霊町1250番地 一若建設株式会社 代表取締役 中 畑 健 右
15字局建（開）第 6 号 平成16年 1月27日	宇和島市宮下字長畑甲1534番、甲1535番 2、甲1536番、甲1537番、甲1537番 2、甲1538番 1、甲1538番 2、甲1539番、甲1540番、甲1541番、甲1542番、甲1543番、甲1544番、甲1545番、甲1546番、甲1547番 1、甲1547番 2、乙112番、乙113番、乙114番 1、乙114番 2、乙115番、乙116番、乙123番、乙124番、乙125番、乙126番、乙127番及び乙128番並びに同市宮下字長坂乙117番、乙118番 1、乙118番 2、乙119番、乙120番、乙121番及び乙122番並びに同市宮下字谷田甲1564番、甲1565番、甲1566番、乙129番及び乙130番並びに同市宮下字別当甲1481番、甲1482番、甲1483番、甲1484番、甲1498番、甲1535番 1、乙42番、乙44番、乙45番、乙46番、乙47番、乙48番、乙49番 1、乙51番 1、乙52番、乙53番、乙54番、乙55番、乙56番、乙57番、乙58番、乙59番、乙60番、乙61番 1、乙61番 2、乙62番、乙69番、乙70番、乙71番及び乙71番 2 並びに同市別当五丁目甲1499番 2、甲1499番 3、甲1499番 5、甲1507番 2 及び甲1507番 8 並びに同市別当六丁目甲1478番、甲1480番、甲1486番、甲1487番 1、甲1487番 2、甲1488番、甲1489番、甲1489番 2、甲1492番、甲1493番、甲1494番、甲1495番、乙73番、乙73番 2 及び乙74番	宇和島市長堀一丁目 6 番 5 号 浅田工業有限公司 代表取締役 田 倉 和 忠
15松局建（開）第28号 平成16年 1月27日	温泉郡重信町大字牛渕字横畑1158番 4 及び1158番 5	温泉郡重信町野田二丁目 8 番地 7 メゾン北野 A 棟201号 大 西 強

○愛媛県告示第 244 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成16年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

3・2・3 来住余戸線

3 事業施行期間

平成16年 2月 6日から

平成23年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松山市古川西三丁目及び市坪南三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 3 号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 2月 6日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(12)の表北交番の項名称の欄及び位置の欄を次のように改める。

中央交番	大洲市大洲
------	-------

附 則

この規則は、平成16年 2月27日から施行する。